

生活保護受給者等就労支援事業の実施

趣 旨

生活保護及び児童扶養手当制度においては、平成17年度より、自立支援プログラム制度を導入することにより、地方自治体の福祉事務所における自立・就労支援の取組を強化し、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者（以下「生活保護受給者等」という。）の自立促進を図っているところである。

こうした取組の実効性を確保するためには、国としても、自立支援プログラムの一環として、就労に向けた重点的な支援を行うことが必要であることから、ハローワークが、福祉事務所と連携して、稼働能力や就労の意欲がある生活保護受給者等に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を実施しているところである。

事業概要

自立支援プログラムを実施する福祉事務所において選定された支援対象者に対し、ハローワークに配置した就労支援コーディネーターと福祉事務所の担当者から構成される「就労支援メニュー選定チーム」において、個別に面接を行う等により、適切な就職支援メニューを選定し、ハローワーク等において個々の態様に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

支援対象者に対しては、ハローワークに配置した生活保護受給者等の就職支援ナビゲーターによる担当者制の一貫したきめ細かな就職支援、ハローワークにおける公共職業訓練の受講あっせん、生業扶助等を活用した民間の教育訓練講座の受講のほか、トライアル雇用等雇用施策の活用を行う。

なお、平成17年度においては、生活保護受給者への就労支援事業については、全国で実施し、児童扶養手当受給者への就労支援事業については、東京都、大阪府及び14の指定都市でモデル的に実施する。